

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

株式会社福祉工房

② 評価調査者研修修了番号

SK2021027、SK2022002

③ 施設の情報

名称：七窪思恩園	種別：児童養護施設		
代表者氏名：増田康平	定員（利用人数）： 63名		
所在地：山形県鶴岡市下川字窪畑 1-288			
TEL：0235-75-2230	ホームページ： http://www.sionkai.or.jp/service/nanakubo/index.html		
【施設の概要】			
開設年月日：昭和4年5月20日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 思恩会			
職員数	常勤職員：	43名	非常勤職員 5名
有資格 職員数	保育士	26名	公認心理士 1名
	社会福祉士	11名	認定心理士 1名
	精神保健福祉士	3名	調理師 4名
	看護師	1名	栄養士 1名
施設・設備 の概要	3ユニット、2小規模CG		地域小規模2棟
	広々とした体育館		広大なグラウンド

④ 理念・基本方針

【理念】

- ・愛の精神 「愛と慈しみ」に満ちた社会の幸せを追求する。
- ・思恩の心 「親・師・社会・自然」の4つの恩に感謝し、社会の幸せを追求する。
- ・子どもから高齢者までの支援を展開し、地域と共に運営する施設づくりを推進する。
- ・多様な関係機関、団体、住民との連携・協働により地域の福祉課題に取り組む。

【基本方針】

- ①私たちは、子どもたちの『安全基地』になれるよう努力します。
- ②私たちが、子どもたちの「故郷」になれるよう養育を行います。
- ③私たちは、子育てのニーズを受け止める開かれた施設を目指します。

⑤ 施設の特徴的な取組

- ・ 児童家庭支援センターシオンと協働し、子育て中の家庭を中心に宅食事業を展開。
- ・ ユニット、小規模GCのキッチンでの食事作りを基本とすること。
- ・ 体育館を地域の避難所として協定を結んでいること。
- ・ オンラインを含めた職場内外研修の充実と積極的な研修参加の推奨。
- ・ 専用スペースによる子育て短期支援事業の受入れ。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年11月1日（契約日） ～ 令和6年3月27日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

○地域との連携

園では、地域との連携に積極的に取り組んでいます。事業計画書には、地域への活動支援や開かれた施設運営を明記しており、園内には地域交流を担当するスタッフを配置し、地域との交流を積極的に行っています。地区の福祉ニーズに応えるため、高齢者向けの配食サービスや社会福祉協議会へ栄養士の派遣を行い、小学校の教員への心理職による支援を提案しています。また、地域の子育て家庭を支援する一環として、ショートステイ（短期入所生活支援）を提供しています。さらに、園の体育館を地区に開放し、スポーツ少年団や剣道、チアダンスなどの活動に利用されています。地区とは防災協定を結び、災害時には体育館やグラウンドを地区の二次避難所として利用することになっています。

○ライフストーリーワーク

園では、子どもたちが自分自身の生い立ちや家族との関係を整理し、過去・現在・未来を繋げて前向きに生きていけるよう支援するためにライフストーリーワークを実施しています。この取り組みの一環として、園内にライフストーリーワーク検討会を設置し、担当職員と心理専門のスタッフでチームを組んでいます。このチームは、子どもたちの生い立ちを整理し、子どもたち自身と協力してライフストーリーブックを作成します。このブックを作成する過程では、子どもたちがこれまでにどのように他人と関わってきたのか、職員が彼らをどれほど大切に思っているかなど、子どもと職員との信頼関係を深める貴重な機会としています。この活動を通じて、子どもたち自身が自分の人生を肯定的に捉え、前向きに生きる意欲を持てるよう努めています。

○ケアリーバー支援

園では、退所した子どもたち（ケアリーバー）への積極的な支援を実施しています。自立支援を担当する職員と心理職員、および併設されたシオン（児童家庭支援センター）の職員から成る自立支援チームが設置されています。退所後の子どもたちが切れ目のない支援を受け、安定した生活を築けるよう、地域の関連機関と連携して支援を継続してい

ます。この支援は期限を設けずに行われており、退所した子どもたちから担当者にはLINEを通じていつでも相談できる体制を整えています。このような取り組みを通じて、子どもたちが人とのつながりを意識し、前向きに生きる意欲を持つことができるように努めています。

◇改善を求められる点

○保護者、子どもへの情報の提供

現在、園の事業方針や年度事業計画、個人情報取り扱いについて、保護者や子どもたちに十分に説明が行われていない面が見られます。これらの方針や計画は、そのままではなく、必要な情報を抽出し、保護者や子どもたちが理解しやすい形で提供することが求められています。保護者に対しては、来園時に情報を提供し、子どもたちには児童自治会やユニット会議を通じて説明することで、園の取り組みに対する理解を深め、園との信頼関係の構築を図ることが期待されます。

○性教育への取組

現在、子どもたちに対する性教育として、県の児童養護施設協議会が作成した性に関する「紙芝居」を活用した教育を実施しています。しかし、職員への性教育指導については、まだ十分とは言えない状況が見受けられます。特に、自立後のSNSやインターネットを通じた性に関する問題が重要視されている現状を踏まえ、外部の専門家を招き、施設での性教育のあり方についてさらに検討していくことが望まれます。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

施設の重点事項として取り組んできた点を評価していただき、大変励みになりました。一方、見直しを要する点である情報開示については、取り組めるところから着手する必要性を感じました。また、性教育についても、学校等との足並みを揃えながら職員の認識を統一していきたいと思いました。

この度の取組みにより、職員全員が施設を理解し変えなければならないこと、このまま継続すべきことに気付き、自分たちの仕事の意義を再認識しました。子どもたちの生活を守るべく、子どもと一緒により良い施設になるよう取り組んでまいります。たくさんの気づきをいただき、ありがとうございました。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園は、児童の人権を尊重し、児童が安心して生活できるような支援を提供することを基本理念として、この理念を園の要覧や事業計画書に記載しています。この理念に基づく説明は、4月に職員会議で園長から行われ、また、9月と12月には進捗状況と重点項目の確認が行われます。現時点では、保護者や児童への直接的な説明の機会はありませんが、今後は保護者が園を訪れた際や、児童自治会などを通じて、保護者と児童に対しても説明を行うことが期待されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は全国養護施設協議会の機関誌の編集委員を務めており、その立場から社会的な福祉環境に関する情報に精通しています。また、山形県や鶴岡市の福祉計画に審議会の委員として参画しているため、地元の福祉状況についても深い理解を持っています。施設の運営にあたっては、利用状況や経費について定期的に確認し、経営に支障が出ないように努めています。</p>		

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園では定期的に各部門から報告を受け、取り組むべき課題を把握しています。これに基づき、担当理事協議会や施設運営委員会を定期的に開催して、必要な報告を行い、意見交換を行っています。現在、園が直面している主な課題には、職員の定着率の低さや、子どもの権利に対する理解不足があります。これらの問題に対処するため、職員の定着を促進する施策の検討や、子どもの権利に関する理解を深めるため、安全委員会の設置などの取り組みが進められています。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>園の中長期計画は、昨年度までの中期計画に続き、今年度からの中期計画の策定を策定委員会で毎月検討していますが、現状では未完成となっています。外部の不確定要因もあり、現時点では詳細な計画を策定することが難しい状況となっています。不確定部分を除いた、その他の分野の中長期計画について迅速に策定し、職員に対して指針を示していくことが期待されます。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画に基づいた事業計画の策定は、今後の主要な課題となっています。しかし、従来通りのアプローチで年度ごとの事業計画はすでに策定されています。この計画には、事業の運営体制、職員体制、地域との連携方針が含まれており、さらに、前年度の反省点を踏まえた今年度の重点的な取り組みとして、児童虐待防止と倫理意識の向上などが挙げられています。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>各委員会は前年の成果を報告し、その情報を基に園長が事業計画の大枠を策定しています。さらに、この枠組みを各委員会へと下ろし、詳細な検討が行われ、詳細が固まった後、一部修正を経て最終的に決定されます。事業計画は、期初の職員会議で全職員に説明し、配布されています。上期末には、進捗状況が確認され、必要な指示が行われています。</p>		

7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、事業計画は保護者や子どもたちへ直接配布や説明が行われていません。今後は事業計画の内容を一部抜粋し、理解しやすい形に加工して提供することが期待されます。児童自治会を通じた子どもたちへの説明や、保護者の訪問時に情報を提供することが期待されます。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では人材育成チームを設置し、職員研修の企画と推進を体系的に行っています。職員は年に2回自己評価を行い、その結果を基に園長との面談を実施しています。同様に、人権擁護に関するチェックリストも年2回実施され、その結果に課題がある場合はミニカンファレンスを開催し、改善策を検討しています。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の自己評価と人権擁護に関する自己チェックを基に、課題を特定し、対応策として必要な研修や園内勉強会を実施しています。研修によって改善されたかの確認を行い、改善が不十分な場合には、追加の研修を含むさらなる取り組みが行われています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人では職務分掌を明確化し、園長の役割と責任を具体的に定めています。期初の職員会議では、園長が事業計画に基づく主要な取り組みと自らの運営方針を職員に説明しています。また、園内の組織図を作成し、各組織、委員会、チームの役割を明確にしています。職務分掌には、各職員の担当業務と役割が記載されており、園長不在時の代行者に養護統括責任者が指名されていることも職員に通知されています。以前は年2回広報誌を発行していましたが、一昨年10月をもって中止され、現在はブログを通じて園の活動報告が行われています。</p>		

11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人による管理職研修が実施されており、この研修の中で法令遵守について詳しく説明しています。加えて、園長は全国養護施設長研究協議会や全国児童養護施設協議会で開催される研修を通じて、法令遵守に関する講義を受けています。職員に対しては、会議での説明の他、入職時に法令遵守に関する資料を配布し、これについて説明を行っています。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園内には人材育成チームが設置されており、研修の企画と推進を行っています。質の高い支援を提供するため、職員は定期的に自己評価を行い、虐待防止チェックリストを用いて自身の業務を評価し、園の課題を特定しています。園長は10月と2月の年2回、全職員と個別面談を実施し、研修に関する希望を聞き取り、それに基づいて外部や内部の研修を提供しています。さらに、資格取得を推奨し、そのための支援も実施しています。法人全体の研修計画は主に高齢者支援に焦点を当てているため、園は独自の研修プログラムに取り組んでいます。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>経営と業務の改善を目的として、業務改善委員会と衛生委員会が設置され、働き方改革や職場環境の向上に向けた取り組みが進められています。これらの取り組みは、支援の質を高めるために必要な時間と人員の確保を目指しています。特に、職員の心身の健康に配慮し、衛生委員会では心の健康をサポートするために心理職員を他部門の職員を含め4名配置し、子どもだけでなく職員の心のケアにも取り組んでいます。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、不確定な要因もあり、最終的な人員計画の策定には至っていません。現状では、全体として人員は充足していますが、短時間勤務者の一部業務の補填が必要となっており、この部分を主任が対応しています。さらに、職員の定着を促進するために、働き方改革や職場環境の改善、職員の心身の健康を支援する取り組みを組織的に実施しています。</p>		

15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a ㉔・c
<p><コメント></p> <p>現在は法人を含め、人事管理制度は導入されていません。園の職員として「期待される職員像」は研修体系の中で明確となっており、園長による全職員への面談が行われ、各職員の希望や、目指す目標が把握され、それに対する支援が行われています。現在法人として人事考課に関する取り組みを来年度以降検討することが予定されており、園としても法人の検討をもとに取り組んでいくことも期待されます。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況は事務部門で管理され、園長には随時報告が行われています。職員の意向に関しては毎年2回の面談で確認されており、衛生委員会により職員の心と体の健康への配慮が行われています。また、働き方改革を検討し、働きやすい職場作りに取り組んでいます。福利厚生として職員互助会が作られ、また、法人として福利厚生事業を行う「ソウェルクラブ」に加入しレジャー施設等の利用が安価でできるように取り組まれています。職員の有給希望休暇に関しては毎月、3日間までの取得を促していますが、現状では未消化となっている職員が多い状況となっています。今後は、さらに有給休暇を取り易い環境作りに取り組んでいくことも期待されます。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は毎年、人事調書を提出し、その中で年度ごとに目指す専門知識や資格の目標を記載しています。この調書を基に、園長との面談が半年ごとに実施されています。期初の面談では設定した目標について話し合い、中間期の面談では進捗状況の確認やアドバイスが行われます。年度末には、目標の最終達成状況を確認し、目標に到達していない場合は、翌年度へ向けてのアドバイスが提供されています。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の研修体系には、「期待する将来像」が記載されており、園の事業計画では支援の質の向上を重点事項としています。人材育成チームが研修の企画と推進を担当し、必要に応じて見直しも実施しています。職員からは毎年、受講したい研修テーマが提出され、それに基づいた研修が実施されています。これには、全国養護施設協議会や社会福祉協議会などが主催する外部研修への参加も含まれます。加えて、園長主催の内部研修が年に2回行われるなど、支援の質の向上に向けた取り組みが積極的に進められています。</p>		

19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の資格取得状況や研修受講状況は正確に把握されており、必要な研修を漏れなく受講できるように努めています。研修計画は職員ごとに作成され、計画に従って研修が実施されています。パート職員を含む全職員が、受講可能な限り研修に参加しています。新人職員は入職時から園で研修を受け、基本研修後には実務の場でのOJTに移行します。この指導は、リーダー、中堅職員、新人で構成されるチームによって行われています。心理職員には外部の専門家によるスーパービジョンが提供され、グループホームの職員には主任により2ヶ月に1回、訪問もしくは園でのサポートが行われています。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れのためのマニュアルが作成され、今年度は社会福祉士と保育士の実習生を合わせ16名を受け入れています。派遣元の学校から教員が定期的に巡回し、プログラムに関する打ち合わせも実施しています。実習生の受け入れには積極的に取り組んでおり、資格を持つ職員が指導を行っています。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の運営母体は社会福祉法人であり、必要な情報はホームページで公開しています。これには園の概況や活動状況も含まれ、さらに活動に関する情報はブログを通じて定期的に紹介しています。かつては広報誌を発行していましたが、現在はその役割をホームページが担っており、園の取り組みが紹介されています。地域の方々に園の活動状況をより積極的に知ってもらうため、地域の広報誌などを通じて園のウェブサイトのURLを紹介するなど、さらなる広報活動の強化が期待されます。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事務や経理、取引などは法人の規定に従い行われており、法人からは毎年監査が行われています。監査により指摘された事項については、職員会議などで職員への報告を行い、必要な改善を行うこととしています。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画には、地域の福祉向上を目的とした取り組みが取り上げられ、地域の活動支援や地域に開かれた施設運営を推進しています。地域交流を担当する職員が配置され、地域との積極的な交流を実施しています。法人主催の夏祭りは、地域の夏祭りとして位置づけられ、地域の方々や小学生を招待して、地域住民との交流の場を提供しています。また、子どもたちが学校の友達とユニットのリビングで遊ぶことができるように、その環境も整えています。</p>		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>現在、ボランティア受け入れに関するマニュアルは作成されていませんが、毎年、学習支援や畑作りをはじめとする活動で、累計約 100 名のボランティアが来園しています。ボランティアが園内で活動する際の注意点については、園長が窓口となって事前に説明しています。さらに、ボランティア支援を専門に担当する職員を配置し、ボランティアが円滑に活動できるようサポートしています。ボランティアをより効果的に受け入れるため、そして注意事項を明確にするためにも、マニュアルや手順書の作成が期待されます。</p>		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、必要な関係機関との連絡先をリスト化し、職員間で共有しています。子ども一人ひとりに必要な関係機関は異なるため、個別のリストも作成しており、その中には相手先の担当者名も記載しています。関係機関との連携は、施設内の自立支援チームが中心となっており、ZOOM などの Web 会議システムを活用して行われています。地域の要保護児童連絡協議会については、併設されている児童家庭支援センターシオンが担当。また、園は地域の幼保小連絡会や小中高連絡会にも参加し、地域の課題に関する話し合いにも積極的に関わっています。</p>		

Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉫・b・c
<p><コメント></p> <p>法人が運営する児童家庭支援センターが園と同一建屋に併設されており、地域の子どもに関する課題点などの情報が共有されています。法人は地域に根差した社会福祉法人として、各種の福祉活動を行っており、さらに、園長は地域の各種福祉機関の委員として活動していることもあり、地域における福祉ニーズは十分に把握されています。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉫・b・c
<p><コメント></p> <p>把握された地域の福祉ニーズに応えるため、様々な活動を展開しています。これには、ショートステイの提供、高齢者向けの配食サービス、地区の社会福祉協議会への栄養士派遣などがあり、現在、小学校教員への心理士による支援を提案しています。さらに、園の設備を地域に開放し、体育館では地域のスポーツ少年団の活動や剣道、チアダンスなどが行われています。地域の防災訓練では、園のグラウンドも活用されています。これらの取り組みを通じて、地域との積極的な交流を促進し、地域の福祉ニーズに対応しています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉫・b・c
<p><コメント></p> <p>園の基本理念には、児童の人権を尊重した支援がうたわれ、この理念に基づき、日常の支援活動が実施されています。職員は定期的に自己評価を行い、提供する支援が理念に沿っているかを確認しています。園の倫理綱領は職員全員に配布され、毎年、園長から詳細な説明が行われています。さらに、人権擁護チェックリストを用いた自己チェックを実施し、その結果に基づき必要な研修を行っています。また、年に2回実施されるグループワークでは、職員間で現在の支援状況について討議され、理念に沿った支援の確認が行われています。</p>		

29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>職員会議では、子どもたちのプライバシー保護について議論され、提供している支援がプライバシーを守りながら実施されているかを確認しています。人権擁護チェックリストを用いて、子どもたちのプライバシー保護の徹底も行われています。子どもたちの部屋は個室であり、鍵がかけられるようにするなど、ソフト面とハード面の両方でプライバシーを尊重した支援が提供されています。さらに、子どもたちのプライバシーをより適切に保護するためには、プライバシー保護に関するマニュアルの作成と職員向け研修を実施していくことも期待されます。</p>		
Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>入所する際には、施設要覧を使用し、施設の概要や活動を紹介しています。また、児童相談所の児童福祉司とともに施設を見学し、施設における生活について説明を行っています。入園のしおりは、子どもからの質問に応じて都度項目ごとに渡しています。</p>		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>入所の際の説明と同意は主に児童相談所で行われますが、園では支援開始に際して、施設で提供される支援内容について詳細な説明を行っています。この説明会には児童相談所の職員も同席し、理解に苦しむ子どもや保護者向けに、読み仮名を付けた文書や写真入りの資料を使用するなどの工夫が施されています。</p>		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭復帰や地域への移行を支援するために、自立支援担当者、児童家庭支援センター、心理職員の３者で構成される自立支援チームが設けられています。事業計画書には、ケアリーバー（社会的養護経験者）への連続的な支援が強調されており、サポート期間に制限を設けることなく、退所後の生活が安定するまで支援を提供しています。また、移行後には、自立支援担当者とLINEで直接連絡が取れるようにし、随時相談が可能な環境を整備しています。</p>		

Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>月1回、子どもとの面談を実施し、児童自治会は月に1回以上開催されています。ここではユニット代表の子どもたちが集って話し合いが行われ、職員も参加して子どもたちの意見を直接聞いています。さらに、各ユニットでは週に1回、ユニット会議を開き、ユニット内の課題について話し合っています。このように収集された子どもたちの意見は、職員会議で取り上げられ、必要な対応が検討されています。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情対応マニュアルが策定され、苦情への対応体制が整備されています。苦情解決後の公開に関する規定も詳細に記載されており、法人の事業報告書に掲載されるとともに、ホームページ上でも情報が公開されています。子どもたちが意見を提出しやすい環境を整えるため、園内には目安箱（意見箱）が設置されており、園長が毎月それを確認し、提出された意見に基づく聞き取りを実施しています。苦情対応体制については現在、子どもたちが利用しない職員玄関に掲示されていますが、子どもたちが日常的に通る場所にも情報を掲示しておくことが望まれます。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には、子どもたちに「子どもの権利ノート」を渡し、相談や意見を複数の方法や相談相手を通じて行うことができるよう説明しています。相談は通常、事務室内の応接室で行われますが、子どもが希望する場所があれば、その場所で相談を受けることが可能です。また、相談はユニットの担当者だけに限らず、子どもが話しやすいと感じる職員や児童相談所の職員にも行うことができると伝えていきます。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>相談内容は、ユニット会議、フロア会議、養護会議などで議論され、適切な対応策が講じられます。児童自治会であがった案件については、主任への書面による報告を経て、職員会議で協議が行われ、その後児童自治会にフィードバックされています。また、毎月実施される安全委員会の面談で得られた子どもたちの意見は、委員会でもまとめられた後、書面により職員会議へ報告され、そこで必要な対応について協議されます。これらのプロセスを明確にしておくために、手順書などを作成しておくことが望まれます。</p>		

Ⅲ—1—（5）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—（5）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a ㉑・c
<p><コメント></p> <p>事故対応マニュアルが作成され、事故及びヒヤリハットが発生した際には、統一した報告書に内容と対応、予防策を記載し職員会議で全体に周知しています。事故防止に関しては業務改善委員会で話し合われていますが、ヒヤリハット報告書などを集計分析していくことや、事故予防に関する研修などを受けしていくことなども期待されます。</p>		
38	Ⅲ—1—（5）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルが策定されており、看護師主催の職員向け勉強会が年に1～2回開催されています。さらに、看護師を責任者とした健康感染対策委員会が設置され、感染症の予防対策、ゾーニング、嘔吐物の処理訓練などの活動を実施しています。子どもたちが健康や感染症に対してより関心を持つよう促すため、子どもたち自身に感染症予防のポスターを制作してもらうなどの取り組みも進められています。</p>		
39	Ⅲ—1—（5）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>防災マニュアルが策定されており、毎月の避難訓練に加えて、年に2回の総合訓練が実施されています。園が位置する地域は、行政のハザードマップによる災害想定区域には指定されていませんが、沿岸区域ということで、火災や地震訓練と共に、津波を想定した垂直避難訓練も行っています。災害発生時の事業継続計画（BCP）も策定済みで、食料は7日分が備蓄されており、発電機と燃料の準備も整っています。また、地域の自治会と防災協定を結んでおり、園の体育館及びグラウンドは地区の二次避難所として利用されることになっています。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画書には、園の養育方針が明記されており、この方針に基づいた養育が実施されています。基本的な支援に関するマニュアルは、子どもの最善の利益を考慮して作成されており、現在はPCに保存し、共有されています。これにより、園内のネットワークを通じて必要な際にいつでも参照可能となっています。日常の支援活動がマニュアルに沿って行われているかは、毎年の自己評価や人権擁護に関するチェックリストによって確認されています。何らかの不足が認められた場合は、それに応じた研修が提供されています。</p>		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアル類は制度の変更や社会環境の変化に伴い見直しが行われていますが、さらに職員からの意見などをもとに定期的に見直しが行われています。また、現在子どもたちからの意見をもとに見直しをどのように行っていくかの検討も行われています。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちのアセスメントは児童相談所で実施され、その情報を基に、入所後3ヶ月を目安に自立支援計画が立案されます。この計画の作成には、児童相談所の養育方針を踏まえ、担当職員、看護師、心理職員、栄養士が必要に応じて参加しています。自立支援計画を策定する際には、家族や本人の意向も確認し、それらを計画に反映しています。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の見直しは年に2回、9月と3月に行われています。見直された内容は「すこやか日誌」(児童養護施設向け児童記録管理システム)に保存され、ネットワークを介して職員間で情報共有されています。現在、計画の見直しに際するカンファレンスには子どもの参加がなく、その意向が直接取り入れられていない状況です。今後は、子どもの意向を計画に反映させる方法についても検討が進められることが望まれます。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちの支援実施状況は、毎日ユニット担当者によって「すこやか日誌」に記録され、ネットワークを通じて職員間で情報共有が行われています。記録の一貫性を保つため、記入方法のガイドラインを全職員に配布し、統一された記録が実施されるようにしています。記入が完了した後は、ユニット責任者や主任が内容を確認し、必要に応じて指導を行っています。</p>		

45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a ㉑・c
<p><コメント></p> <p>個人情報の取り扱いに関する規定が策定されており、毎年期初には園長から職員に説明会が開催されています。子どもの記録を含む紙の資料は、各ユニットにある鍵付きキャビネットに保管され、それぞれのユニット責任者が管理を担当しています。職員は採用時に個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出し、在職中および退職後も情報漏洩をしないことを誓約しています。個人情報の取り扱いについては、今後、子どもや保護者に対しても説明を行うことが期待されます。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園の養育方針に基づき、子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されています。「子どもの権利ノート」と人権擁護のチェックシートを用いて、職員は子どもの権利に関する説明を受け、自らの支援活動を振り返っています。昨年度からは、あらゆる形態の懲戒を禁止し、問題解決は対話によって行われる方針を宣言しています。支援が困難な子どもに対しては、担当職員と専門職員が参加するグループワークを通じて、支援方法について協議しています。また、子どもの信教の自由は保障されています。</p>		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a ㉑・c
<p><コメント></p> <p>入所時、子どもたちには「子どもの権利ノート」が配布され、自己の権利及び他者の権利に関する説明が行われます。職員は児童相談所や園長から、子どもの権利について定期的に説明を受けています。また、安全委員会では子どもとの面談を通じて、自己と他者の権利についての話し合いを行い、子どもたちの意見を確認しています。さらに、第三者を通して子どもたちの思いを聞けるような取り組みも検討していくことが期待されます。</p>		

A—1—（3） 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、「ライフストーリーワーク」という取り組みを行っており、子どもたちが自身の生い立ちや過去について知りたいと希望した際に、担当職員と心理職員を中心にライフストーリーワーク検討会を設けています。この検討会では、子どもと共に入所の背景や育った環境を含めた過去の人生を振り返ります。そして、ライフストーリーブックを作成し、過去の写真などを添えて記録をまとめています。この活動を通じて、子ども自身が自分の生い立ちを整理し、理解を深めることを支援しています。</p>		
A—1—（4） 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>昨年度、不適切な関わりが発生したことを受け、園では子どもへの不適切な関わりを防ぐための取り組みを強化しています。具体的には、あらゆる形態の懲戒を禁止する方針を明確にし、安全委員会による子どもの面談や人権擁護チェックシートを用いた確認を行っています。また、職員が不適切な関わりを発見した際の通報手順についても職員に伝えています。今後、対応手順を明確にするためにも、通報に関する規定を作成することが期待されます。さらに、職員のストレスが不適切な関わりへとつながることを防ぐため、業務改善委員会や衛生委員会を中心に、働き方の改革や職員の心身の健康をサポートする取り組みを実施しています。</p>		
A—1—（5） 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>入所にあたり、新たな生活に慣れてもらうために、何回か園の見学を行います。また、児童相談所に職員が訪問して園の生活を説明しながら、子どもとの関係性を築いていく取り組みが行われています。入所にあたっては、同じユニットで生活する子どもたちには事前に知らせ、入所初期は注意深く観察を行っています。</p>		

A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭復帰や地域への移行に際して、自立支援担当者、児童家庭支援センター、心理職員の3者が協力して自立支援チームを組織し、支援活動を進めています。自立支援計画は、自立支援担当者も参加して策定し、訓練室を活用して自立生活の訓練を実施しています。移行後も、自立支援チームによる継続的な支援が提供され、安定した生活を送ることができるようサポートしています。また、自立支援担当者とはLINEを通じて常時相談が可能な体制を整えています。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>安全委員会による子どもの個別面談を通じて、子どもの意向を深く理解することに努めています。このプロセスには、担当者と心理職員が参加し、子どもの思いや感情を共有する話し合いが行われます。子どもと職員との間の信頼関係構築を目的として、畑仕事、行事の準備、遊び、買い物など共同の活動を通じて、徐々に絆を強めています。子どもが行動上の問題を示した場合には、叱るのではなく、話し合いを通じて問題行為の背景にある課題を探っています。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>小規模化および地域分散化の進展により、子どもたちとの密接な関係構築が可能となっています。共に料理をしたり、買い物に行くなど、日常生活を共にすることで、子どもたちとの愛着関係が深まっています。ユニットやグループホームの担当者は、定められたルールに対しても柔軟な対応ができるよう努めており、子どもたちのニーズに応えることで信頼関係を築いています。</p>		

A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に し、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう 支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ユニット内で子どもたちは毎週、自らのユニット会議を開催し、自分たちの生活ルールについて話し合っています。さらに、各ユニットから選出された代表による児童自治会が毎月行われ、施設運営に関する意見を出し合い、それらを必要に応じて施設の運営に反映させています。また、園内イベントについても、子どもたちの意見を重視し、彼ら自身で企画・実施することを奨励しており、職員は基本的に支援と見守りの立場を取っています。子どもたちの行動に対しては適宜、指導、認知、称賛などを明確に伝えながら、見守りを続けています。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障して いる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもの年齢段階に応じたプログラムが提供されており、各年代に必要な支援を実施しています。幼児向けの保育計画、中学生への進路指導、高校生への自立支援指導などが具体的に策定されています。発達段階に適した学習教材の選定、図書室の利用、スマートフォンの使用時間の設定なども行われています。学習支援については、中学生や高校生向けの学習ボランティア、オンライン家庭教師の活用など、必要に応じて様々な取り組みが進められています。また、未就学児童はすべて保育園に通園しています。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確 立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得でき るよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>普段の生活の中で、生活のルールや技術について都度説明し、習得を促しています。児童自治会では、「しなければいけないこと、してはいけないこと」について職員と共に話し合い、規則を定めています。社会性の習得に向けて、高校生にはアルバイトを奨励し、実際の職場で社会性を身につけるよう指導しています。SNS やインターネットの使用については、中学生と高校生を対象に年に一度の学習会を開催し、適切な使用方法を教育しています。スマートフォンを持つ子どもには、月に一度、担当者による使用方法の指導があります。中学生以上には小遣いを提供して、自己管理を学ばせています。小学生以下の子どもは職員と共に買い物をし、金銭管理を練習しています。さらに、自立のためのハンドブックを用いて家計管理を学んでいます。</p>		

A—2—（2）食生活		
A⑫	A—2—（2）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>かつては園の食堂で全員が一緒に食事をしていましたが、小規模化の進展により、現在は各ユニットで食事をするように変更されました。食事のメニューは栄養士によって毎週作成されており、子どもたちの好みに関する調査も毎年行われています。グループホームでは、冷蔵庫にある食材を基に、その日の献立を子どもたちの意見を聞きながら決定しています。各ユニットにはキッチンが設置されており、休日には子どもたちも料理をすることがあり、自分たちで作る楽しみを感じています。</p>		
A—2—（3）衣生活		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類は、子どもたちが担当者と一緒に行き、自分たちの好みのもので購入しています。季節に合わせて十分な数の衣類が用意され、定期的に洗濯して清潔なものを着用しています。衣類は自分たちで管理し、タンスに整理して保管しています。ほつれが出た場合は職員に依頼し、修理が行われています。</p>		
A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>幼児を除き、全員が個室で生活し、ドアにはカギがかけられるようになっています。各居室の清掃は自分たちで行いますが、リビングや浴室、トイレは、平日は担当職員が行い、休日には子どもたちが順番で清掃しています。リビングなどの共用スペースは、やや老朽化し傷んでいるところも見られますが、清潔に保たれ、快適に生活できる場所となっています。子どもたちの面談からも、部屋の環境に関してはおおむね良好との感じが得られています。</p>		
A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>定期的な健康診断等は学校で行われ、園では体重と身長を定期的に行っています。予防接種は嘱託医に依頼して受けています。子どもの服薬は職員が管理し、スタッフルームで保管しています。薬の管理に関しては、保管規定を作り、誤薬などが起きないように注意していくことも望まれます。</p>		

A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園では県の児童養護施設協議会が作成した性に関する「紙芝居」を利用し、定期的に子どもに対し性教育を実施しています。子ども一人一人に応じて、性に関する相談や教育を行っています。職員に対する教育は、現状では数年に一度行われていますが、外部の講師は依頼していません。今後は子どもたちに適切な性に関する教育を行うためにも、外部の講師を依頼し、職員に対して定期的な研修を行うなどの取り組みが期待されます。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの暴力や不適応行動に対応するための手順書が作成されており、他の子どもの安全を確保するため、複数の職員で対応することや問題を起こした子どものクールダウンを促すことが記されています。発生の要因やメカニズムに関して子どもとともに分析するなど、子どもの気持ちに寄り添った対応を行うことなどが職員会議でも話し合われています。ケースによっては児童相談所、医療機関、警察の生活安全課などと連携を図っています。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもから暴力の報告があると、担当職員は事実を確認し、子どもそれぞれの思いを聞き、なぜそうなったのか、子ども自身に考えてもらうようにしています。また、安全委員会では学校、児童相談所、法人役員などの外部委員と園長や処遇職員の内部委員が参加し、対応を検討しています。</p>		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>心理ケアが必要な子どもに対しては、心理職員による心理ケアが行われています。心理ケアは心理療法室を使用し、落ち着いた環境で提供されています。必要に応じて、心理職は外部の専門家からのコンサルテーションを受けて対応しています。また、職員に対しては心理職からのスーパービジョンが行われています。</p>		

A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもはそれぞれ自分の部屋で勉強を行う環境があり、自室で学習しています。学習ボランティアや職員による学習支援、家庭教師、オンライン家庭教師による学習支援も行われており、この場合はリビングルームやその他の静かな環境で学習が行えるように支援しています。障害のある子どもに対しては、特別支援学校や病院内学級に通学できるよう支援が行われています。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>進路選択に関して、中学生、高校生ともに本人の意向を確認した支援が行われて、自立支援計画に記載しています。中学生に対しては、どの学校に行きたいかなどを話し合い、希望する学校の情報を提供し、話し合いを進めています。大学を希望する高校生には、卒業後の生活と、どの大学を受験したいのか具体的に聞き、資金計画を立て、奨学金制度の活用などを話し合っています。</p>		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>園では高校生に対しアルバイトを奨励していますが、アルバイト先はそれぞれ本人が自らネットなどを通じて探しています。学校では、アルバイト先に関する注意が行われており、禁止された業種は選択されていません。アルバイトを通じて社会のルールや仕組みなどを学ぶ機会としています。特別支援学校に通う子どもは、学校から紹介された職場で見学、体験、実習などを通して就労に結び付けています。基本的には全て学校が主体で行われています。</p>		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員は、児童相談所と連携し、家族との信頼関係の構築に向けた取り組みを行っています。面会時には子どもの様子や成長の様子などを保護者に伝え、園や学校での行事情報を提供し、保護者との信頼関係を徐々に築いています。子どもとの関係に再構築が必要な場合は、児童相談所のケースワーカーと連携を取りながら家族への支援を行っています。</p>		

A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A⑭	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>家族の支援は、児童相談所のケースワーカーと相談しながら、面会、一時外出、外泊と段階を徐々に進めて実施しています。その後、児童相談所のケースワーカーと振り返りを行い、さらに園内の訓練室を使用して親子の生活訓練を実施し、家庭復帰へと結びつけています。また、復帰後も必要に応じてレスパイト対応が行われています。</p>		